

常任委員会の動き

○ 審査概要・活動

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会へ付託された議案は、議案第37号平成28年度行田市一般会計補正予算のみであり、すべて健康福祉常任委員会所管の内容であったため、同委員会へ審査を依頼しました。

なお、建設環境常任委員会への付託議案はありませんでした。

健康福祉常任委員会

当委員会では、付託を受けた2議案及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けた1議案について審査を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

○行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

問 保育士不足の原因は、低

い給与水準であるため、保育士の配置基準の緩和ではなく、給与改善策を講ずること

答 本条例は国の法令改正に伴う改正であり、国と同様に条例を改正する必要がある。

市としては、低い保育士給与については認識しており、その対策については今後検討していきたい。

問 本改正により配置が可能となった「保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者」に関し、市町村は資格認定研修を実施することとなっているが、本市の研修開催予定はあるか。

答 現在、県が研修を開催しているため、本市では研修の開催予定はない。

○行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

問 本条例改正に伴い、多子世帯向けの利用者負担額の軽

減は、従来から実施している

国の軽減制度、平成27年度から実施している県の軽減事業及び今回の新たな軽減制度の3種類となる。保育所等の利用者

は、要件に合致すればこれらの軽減が適用されるのか。

答 3種類の軽減は、それぞれ適用される世帯等の要件が異なるが、いずれかに該当すれば軽減を受けられる。



問 利用者負担額の算定において、新たな軽減制度導入後の利用者負担額の切り替え時期はいつか。

答 改正前と同様、9月分の利用者負担額から切り替える。

問 ひとり親世帯等向けの軽減制度に関し、ひとり親の世帯年収には、離別した配偶者からの養育費は含まれるのか。

答 利用者負担額を算定する上では、養育費は含まない。

○平成28年度行田市一般会計補正予算について

問 地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービ事業所は、今後地域包括ケアシステムの圏域ごとに開設する予定なのか。

答 本市では地域包括ケアセンターを開設している4箇所を本市における地域包括ケアシステムの圏域の目安としている。本市においては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービ事業所によるサービスの提供地域は、市全体を網羅するものと考えているため、地域包括ケアシステムの圏域ごとに事業所を開設する予定はない。

問 児童扶養手当の額は、物価スライド制を導入しているとのことであるが、消費者物価指数の下落により手当額が減額されることはあるのか。

答 児童扶養手当の額は、国

が決定するものであるが、消費者物価指数の下落による手当額の減額も想定される。

なお、平成27年度及び28年度は消費者物価指数が上昇したため、手当額が増額となっている。

議会運営委員会

6月8日に6月定例会運営のための委員会を開催し、会期日程、議案の取り扱いなどについて協議しました。その際、一般質問の発言順序をくじにより決定しました。9日には総務文教常任委員会の開催について、16日には発言の訂正の申出に関する事、30日には議会運営に関する事について協議しました。

なお、本会議終了後に次期定例会の日程（予定）について協議するとともに、6月定例会の総括を行いました。

総括では、3月定例会以来、2定例会目となる一問一答方式による一般質問について、今定例会も円滑に議事が進み、議会改革上成果があったとの意見や議会運営に関する提案などが出されました。